

基本テキスト

CONSUMPTION TAX

消費税法



TAC 税理士講座

 **TAC**

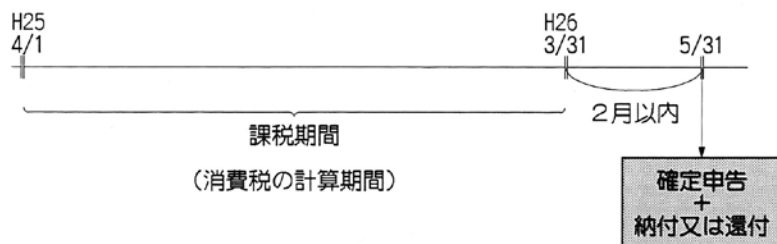
消費税法

消費税の概要



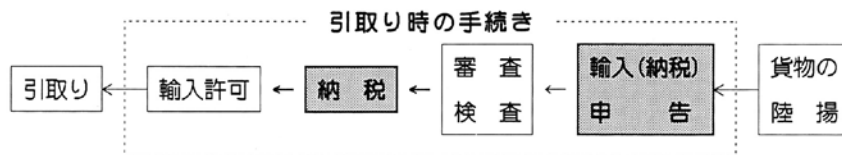
参考 消費税の申告及び納付等の流れ

(1) 国内取引（例：3月決算法人の場合）



※ 事業者によっては、課税期間の中途において、納付税額の一部前払いとして中間申告及び納付を行う。

(2) 輸入取引



6 消費税法学習上の用語

事業者	「個人事業者」と「法人」をいう。
課税期間	個人事業者：1月1日～12月31日（暦年） 法人：事業年度（例：4月1日～翌年3月31日）
売上げ	消費税法における「売上げ」は、会計における売上げより広い概念である。棚卸資産に限らず、資産等売ればすべて「売上げ」となる。
仕入れ	「売上げ」同様、棚卸資産に限らず、資産等を買えばすべて「仕入れ」となる。
課税売上げ	上記の売上げのうち消費税が課税されるものをいう。
課税仕入れ	上記の仕入れのうち消費税が課税されるものをいう。

★★★重要度

本試験の出題頻度に対応し、学習項目の重要度を3段階の★★★マークで表示しています。学習テーマごとに重要度が示されているので、復習の際など、どのテーマから優先的に学習していけばよいかが一目わかります。

学習テーマ

これから学習していく内容の概要を示しています。まずは全体的な内容を把握することにより個別論点の内容の理解も深まります。

申告等

テーマ37 確定申告制度

理論：重要度 ★★★
計算：重要度 —

国税の納付税額の確定手続きには、「納税義務者の申告による申告納税方式」と「もっぱら税務署長や税関長の処分によって確定する賦課課税方式」がある。

申告及び納付の基本的な概念は、国税通則法に規定されており、その上で消費税法上の申告の規定が定められている。受験上は、消費税法上の申告が主として出題されている。

ここでは、まず、国税通則法に定める申告の規定について確認をし、その後、消費税法上の申告規定について学習していくこととする。

 このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	学習回数
37-1	国税通則法に規定する申告手続き	No.1 第8回
37-2	課税資産の譲渡等に係る確定申告義務	No.1 第8回

※実際の基本テキストはB5サイズです。

申告等

37-2 課税資産の譲渡等に係る確定申告義務

国内取引の納税義務者は、一課税期間に係る「納付税額」を計算し、確定申告するとともに、その税額を納付しなければならない。

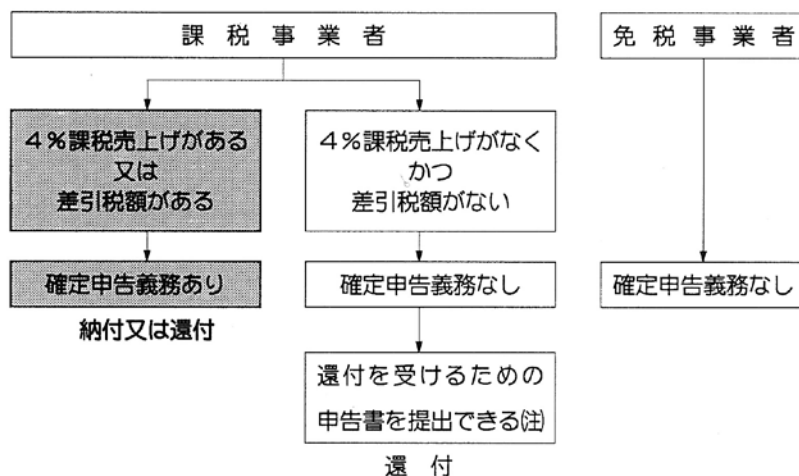
1 提出義務者（法45①）

課税事業者

※ 提出不要者

- (1) 免税事業者
- (2) 課税事業者のうち、輸出以外の課税売上げがなく、かつ、差引税額がない者

【図 解】



注 還付を受けるための申告については、テーマ38-1（P.186）において詳細に学習する。

2 提出期限

(1) 原則（法45①）

その課税期間の末日の翌日から2月以内

(2) 個人事業者の特例（措法86の4）

その年の12月31日の属する課税期間については、その年の翌年3月31日

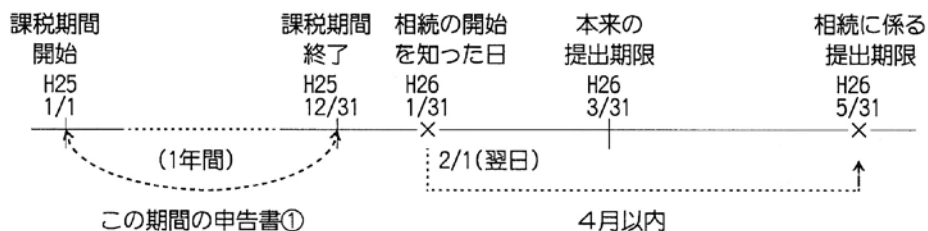
申告等

(3) 個人事業者が死亡した場合

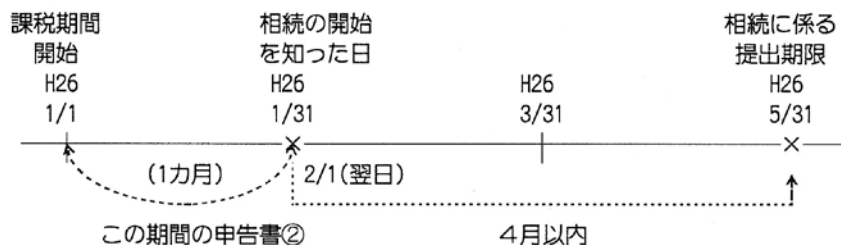
相続人が、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に、その死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【図解】

<ケース1> 課税期間終了後、提出期限までの間に申告書を提出しないで死亡した場合 (法45②)



<ケース2> 課税期間の途中で死亡し、死亡の日までの消費税につき申告書を提出しなければならない場合 (法45③)



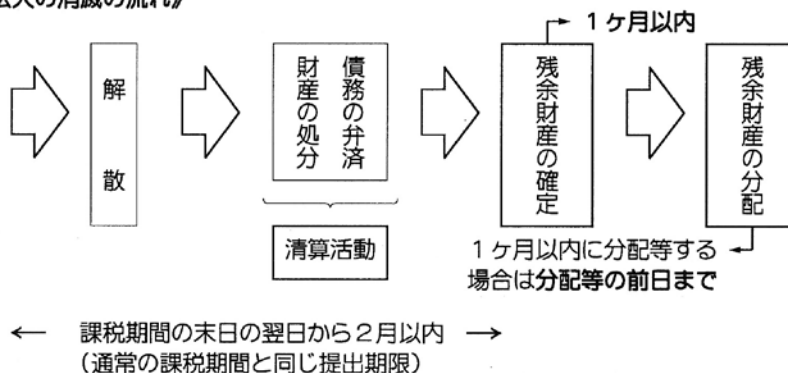
※ 上記<ケース1>の「提出期限までの間に死亡」した場合、①平成25年(1年分)と②平成26年(1カ月分)の2つの申告書を提出することとなる。

申告等

(4) 清算中の法人の残余財産が確定した日の属する課税期間の場合（法45④）

1月以内（1月以内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）

《法人の消滅の流れ》



③ 添付書類（法45⑤）

確定申告書には、その課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

④ 納付（法49）

確定申告書を提出した者は、その申告書に記載した差引税額（中間申告を行っている場合には、納付税額）があるときは、その提出期限までに、国に納付しなければならない。

⑤ 還付（法52、53）

確定申告書に控除不足還付税額又は中間納付還付税額の記載があるときは、税務署長は、その申告書を提出した者に対し、その不足額を還付する。

➡理論テキスト 4-2

申告等

テーマ38

還付を受けるための申告制度

理論：重要度 ★★★
計算：重要度 ー

確定申告書の提出義務がない課税事業者であっても、消費税額を計算した結果、消費税の還付を受けられるような場合には、その還付を受けるために、還付を受けるための申告書を提出することができることとされている。

 このテーマの学習内容

テーマ番号	学習内容	学習回数
38-1	還付を受けるための申告制度	No.1 第8回

申告等

38-1

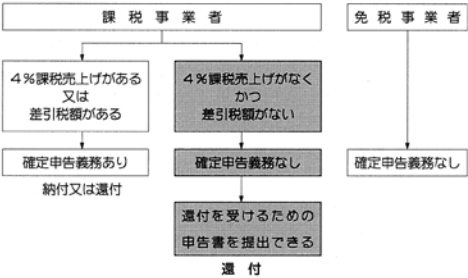
還付を受けるための申告制度

1 提出可能者（法46①）

確定申告書を提出する義務のない課税事業者

※ 確定申告書を提出する義務のない課税事業者
課税事業者のうち、輸出以外の課税売上げがなく、かつ、差引税額がない者をいう。

【図解】



2 課税期間の中途に死亡した場合（法46②）

個人事業者が課税期間の中途に死亡した場合において、その者のその課税期間分の消費税について、「還付を受けるための申告書」を提出することができる
や その相続人は、その死亡した者の納税地の所轄税務署長に、その申告書を提出することができる。

※実際の基本テキストはB5サイズです。

申告等

③ 添付書類（法46③）

還付を受けるための申告書には、その課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

④ 還付（法52、53）

還付を受けるための申告書に控除不足還付税額又は中間納付還付税額の記載があるときは、税務署長は、その申告書を提出した者に対し、その不足額を還付する。

**参考** 還付金等の消滅時効

還付を受けるための申告について、消費税法においては期限が定められていないが、国税通則法第74条において、還付金等の消滅時効は5年とされている。

**留意点** 控除不足還付税額（法52①）

確定申告書等の「課税標準額に対する消費税額」から「控除税額小計」を控除した際の控除不足額をいう。**差引税額**と異なり「**百円未満切捨**」はしない。

申告等

 研究 控除不足還付税額と中間納付還付税額

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
課税標準額に対する消費税額	1,000	1,000	1,000	0
控除税額小計	600	800	1,200	1,200
差引税額	400	200		
控除不足還付税額			200	1,200
中間納付税額	300	300	300	300
納付税額	100			
中間納付還付税額		100	300	300

法45

法46

- (1) パターン1 確定申告による納付
(2) パターン2 中間納付税額の控除不足額の還付
(3) パターン3 仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付と中間納付税額の控除不足額の還付
(4) パターン4 仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付と中間納付税額の控除不足額の還付

➡理論テキスト 4-3

- 188 -

 今回のポイント

●テーマ37 確定申告制度

1. 確定申告書の提出義務者、期限、提出先を押さえる。

提出義務者	課税事業者	国内における課税資産の譲渡等（輸出免税等を除く。）がある、又は、差引税額がある課税事業者
	原則	課税期間の末日の翌日から2月以内
提出期限	個人	その年の12月31日の属する課税期間については、その年の翌年3月31日
	事業者	死亡の場合には、4月以内
	法人	清算中の法人については、1月以内
提出先	税務署長	

●テーマ38 還付を受けるための申告制度

1. 還付を受けるための申告書の提出者、提出先を押さえる。

提出者	課税事業者	国内における課税資産の譲渡等（輸出免税等を除く。）がなく、かつ、差引税額がない場合で、控除不足額がある課税事業者
提出先	税務署長	

2. 還付には「確定申告義務による還付申告（法45）」と「確定申告義務によらない還付申告（法46）」の2つがあるが、各々の違いを押さえる。

還付申告	確定申告義務による還付申告（法45）
	確定申告義務によらない還付申告（法46）

- 189 -

※実際の基本テキストはB5サイズです。

テーマ4 申告、納付、還付等

4-2 確定申告制度

[ランクA]

1. 課税資産の譲渡等についての確定申告

重要度◎

(1) 内 容 (法45①、措法86の4①)

事業者（免税事業者を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

ただし、国内における課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）がなく、かつ、差引税額がない課税期間については、この限りでない。

なお、個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間に係る申告書の提出期限は、その年の翌年3月31日とする。

(2) 提出期限の特例

① 個人事業者が死亡した場合 (法45②③)

相続人は、次のイ又はロの場合には、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に、税務署長に確定申告書を提出しなければならない。

イ 確定申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日からその提出期限までの間にその申告書を提出しないで死亡した場合

ロ 個人事業者が課税期間の中途に死亡した場合において、その者のその課税期間分の消費税について確定申告書を提出しなければならない場合

② 法人の残余財産が確定した場合 (法45④)

清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、その残余財産の確定の日の属する課税期間に係る申告書の提出期限は、1月以内（その課税期間の末日の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）とする。

(3) 添付書類 (法45⑤)

確定申告書には、その課税期間中の資産の譲渡等の対価のれ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しない。

- 8 8 -

テーマ4 申告、納付、還付等

4-3 還付を受けるための申告制度

[ランクB]

1. 還付を受けるための申告

重要度◎

(1) 内 容 (法46①)

事業者（免税事業者を除く。）は、その課税期間分の消費税につき控除不足額がある場合には、確定申告書を提出すべき義務がない場合においても、控除不足還付税額又は中間納付還付税額の還付を受けるため、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

(2) 課税期間の中途に死亡した場合 (法46②)

個人事業者が課税期間の中途に死亡した場合において、その者のその課税期間分の消費税について(1)の申告書を提出することができるときは、その相続人は、税務署長にその申告書を提出することができる。

(3) 添付書類 (法46③)

還付を受けるための申告書には、その課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

(4) 申告書の記載事項 (法46④)

- ① 課税標準額
- ② 課税標準額に対する消費税額
- ③ ②から控除されるべき次の消費税額の合計額
 - イ 仕入れに係る消費税額
 - ロ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額
 - ハ 貸倒れに係る消費税額
- ④ 差引税額
- ⑤ 控除不足還付税額
- ⑥ 納付税額
- ⑦ 中間納付還付税額
- ⑧ 上記金額の計算の基礎その他の事項

2. 還 付 (法52①、法53①)

重要度○

還付を受けるための申告書の提出があった場合において、控除不足還付税額又は中間納付還付税額の記載があるときは、税務署長は、その申告書を提出した者に対し、その不足額を還付する。

- 9 0 -

※実際の理論マスターはA5サイズです。